

## 和歌山県居宅介護職員初任者研修事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者（この要綱において障害者とは、身体障害者・精神障害者・知的障害者及び発達障害者をいう。）が介護や援助の必要な方についての理解を深め、必要な知識及び技能を身につけることにより、介護や福祉の現場においてサービスの担い手として活躍できるよう人材育成することを目的とする。

### (実施主体等)

第2条 和歌山県居宅介護職員初任者研修事業（以下「事業」という。）の実施主体は、和歌山県（以下「県」という。）とし、事業の実施については、受講者の決定事務及び研修修了者に対する修了証書交付事務を除いた事務を、障害者に理解のある社会福祉法人等に委託し、実施するものとする。

### (研修カリキュラム)

第3条 研修カリキュラム（研修時間、科目及び研修内容）は、和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱（平成17年度制定）第3条及び第4条第1項に規定する居宅介護職員初任者研修課程の研修カリキュラムに基づき別に定める。

2 居宅介護職員初任者研修カリキュラムは、原則として8か月以内に修了するものとする。

### (受講対象者)

第4条 受講対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に居住する障害者で高齢者、障害者等の介護にかかわる業務に就労する意欲があること。
- (2) 生活介助を必要とせず、原則としてすべての開講日に参加でき、自分で研修場所に通える者であること。

### (募集定員)

第5条 募集定員は、研修場所ごとに別に定める。

### (受講の申込み)

第6条 受講を希望する者は、別に定める受講申込書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申込みにより、受講生を決定するものとする。

### (研修場所及び研修期間等)

第7条 研修場所、研修期間及び開講日等については、別に定める。

### (費用負担)

第8条 研修会に係るテキスト代、交通費及び食費については受講者の負担とする。

### (補講の実施)

第9条 第2条の規定により委託された者（以下「研修実施者」という。）は、やむを得ない事情により研修を欠席した者に対して補講を行わなければならない。補講の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目の補講は、当該科目の代替受講、担当講師による個別指導又は担当講師による提出レポート（1200字以上でまとめたもの）の添削指導とする。
- (2) 演習科目の補講は、当該科目の代替受講又は担当講師による個別指導とする。
- (3) 補講は、当該研修実施者が修了期限内に行うものとする。ただし、講義科目、演習科目の代替受講は、他の研修実施者が実施する研修の当該科目の受講をもって代えることができる。
- (4) 補講として、レポートの提出又は他の研修事業者が実施する研修での代替受講を行う場合は、各課程の科目数及び時間数の1割を越えて行うことはできない。

### (修了認定)

第10条 研修実施者は、研修において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることについて適切に判断するため、筆記試験による修了評価を行うものとし、合格基準（7割以下）を満たさない者について必要に応じて補講を行い、基準を満たすまで再試験を行うこととする。この場合において、修了評価の方法は、別紙1のとおりとする。

2 研修実施者は、前項の規定に基づく評価を行い、評価基準を満たし研修の全ての課程

を修了した研修修了者の住所、氏名、生年月日及び修了年月日を記載した居宅介護職員初任者研修修了者名簿（別記第1号様式）を作成し、研修終了後速やかに知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の居宅介護職員初任者研修修了者名簿を確認の上、修了の認定を行い、修了者に対し、修了証明書及び修了証明書（携帯用）（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 知事は、和歌山県居宅介護従事者等養成研修事業実施要綱（平成17年制定）第3条に規定する居宅介護職員初任者研修課程について、令和4年4月1日以降に修了した者を介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。  
（修了後の就労支援）

第11条 知事と研修実施者は、和歌山労働局、職業安定所、和歌山障害者職業センター等の関係機関と連携をとり修了者の就労支援を行うこととする。

（その他）

第12条 研修実施において、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 和歌山県知的障害者及び発達障害者ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成17年施行）は廃止する。

3 この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 修了評価の方法について

1. 修了評価は全科目修了後、1時間以上の筆記試験によって行うこと。
2. 問題の難易度については、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定し、問題を作成すること。
3. 試験問題は、各科目から1問以上出すこと。
4. 7割以上を合格基準とし、不合格者には合格基準を満たすまで再試験を行うこと。
5. 受講生の知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行うこと。
6. 実習を行う場合は、定められた経験目標に基づき、経験目標を達成したかどうかを確認することにより評価を行うこと。実習記録については、受講生に返却し、控えを事業者が保管すること。

別記第1号様式（第10条関係）

居宅介護職員初任者研修修了者名簿

研修実施者 \_\_\_\_\_

| 番号 | 住所 | 氏名 | 生年月日 | 修了年月日 |
|----|----|----|------|-------|
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |
|    |    |    |      |       |

（添付書類）

1. 居宅介護職員初任者研修受講者出席簿の写し
2. 居宅介護職員初任者研修添削指導評価表
3. 本人確認が可能な書類の写し
4. 居宅介護職員初任者研修筆記試験結果一覧

補講を行った場合の添付書類

5. 居宅介護職員初任者研修補講実施報告書

受講科目及び受講時間の免除を行った場合の添付書類

6. 居宅介護職員初任者研修受講科目免除報告書
7. 免除資格を証明する書類（修了証）の写し

別記第2号様式（第10条関係）

(1)修了証明書様式

※用紙規格は、日本産業規格 A4 横型とする。

|   |       |
|---|-------|
| 第<br>号  | 修了証明書 |
| (年号)  | 氏名    |
| 年   | 年     |
| 月   | 月     |
| 日   | 生     |
| 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）課程を修了したことを証明する。 |       |
| (年号)  |       |
| 年   |       |
| 月   |       |
| 日   |       |
| 和歌山県知事  |       |
| 印   |       |

(2)修了証明書（携帯用）様式

※用紙規格は、縦91mm×横64mm以内とする。

|  |            |
|--|------------|
| 第<br>号   | 修了証明書（携帯用） |
| (年号)   | 氏名         |
| 年  | 年          |
| 月  | 月          |
| 日  | 生          |
| 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）の課程を修了したことを証明する。 |            |
| (年号)   |            |
| 年  |            |
| 月  |            |
| 日  |            |
| 和歌山県知事   |            |
| 印  |            |